

日常生活用具給付事業における人工呼吸器用発電機及び蓄電池（バッテリー）の追加について（お知らせ）

令和4年2月から人工呼吸器用非常用電源として「発電機」及び「蓄電池（外部バッテリー）」を新たに給付対象種目に追加しますので、お知らせします。

1 改正内容について

改正内容は次のとおりです。

種目	対象者	費用限度額	性能	耐用年数
発電機	障がい者または難病患者であって、日常的に人工呼吸器を装着しており、医師の意見書により必要と認められる者	120,000 円	人工呼吸器の非常用電源として簡単に使用できるもの	10 年
蓄電池 （外部バッテリー）				5 年

※給付を受けるには、事前申請が必要です。

2 お問い合わせ

廿日市市福祉保健部障害福祉課 電話0829-30-9152